

新カリキュラムにおける相談援助実習指導への取り組み

高橋 昌子

An action for social work practice guidance by the new curriculum

Masako TAKAHASHI

要 旨

社会福祉の分野では、1987年の「社会福祉士及び介護福祉士法」制定から20年以上が経ち、2009年度より社会福祉士養成のための教育カリキュラムが大幅に見直された。

本稿では、社会福祉士養成における新カリキュラムへの対応を、相談援助実習指導と実習を通して、養成教育の質の向上を目指す教員の視点から考察した。筆者が担当した新カリキュラム対応実習生への指導を中心に、①実習生に対しては、新たに設けられた帰校日と見学実習の効果を、②実習指導者及び実習先については、実習指導者への資格要件と連携のシステム化を、③実習指導教員に関しては、実習先選択への適正化、新たな実習指導展開となるジェネラリストなソーシャルワーカー養成に対するアカウントビリティ、および関係性と連携への調整能力について、④実習内容に対して、実習プログラムのミニマムスタンダード作成への工夫と協力等について考察を加えた。

キーワード：相談援助実習 社会福祉士 新カリキュラム

はじめに

国家資格である社会福祉士を養成する現場では、従来の「社会福祉援助技術現場実習」という科目から、「相談援助実習」に名称が変わったことから明らかなように、実習内容も大きく変化した。法改正とカリキュラム改正という新たな展開により社会福祉の教育分野では、実習生を送り出す養成校と、実習生を引き受ける実習先が新体制に向けて様々な模索を続けている。ある種の混乱とも呼べる事態に対して、実習指導を担当する教員の取り組みから、社会福祉士養成の質の向上を目指した考察を加えたい。

の社会福祉援助技術現場実習指導とは異なる実習・指導内容が加わった。たとえば、相談援助実習指導Ⅰでは見学実習が義務づけられ、従来の実習巡回指導の他に帰校日指導が設けられたことにより、毎週1回、実習生は指導教員から対面指導を受けることになった。さらに、相談援助実習を担当する教員と実習先の指導者には新たに資格要件が明文化された。従来の実習指導及び実習と共に、新カリキュラム開始初年度からの相談援助実習指導及び相談援助実習を担当することとなった筆者が、教員の立場から実習指導教育に向けての取り組みを通して、新しい社会福祉士養成に対する実習を中心に、今後の指導を考察することを目的とする。

1. 研究目的

新カリキュラムが開始されたことにより、従来

2. 研究方法

本学科における新カリキュラム対応学生への指

導内容と授業の進行、学生の反応、さらに、実習先の対応と評価等を、通信教育部を中心に、指導教員の立場から考察する。本稿では、新カリキュラム対応実習の初めてのケースとなる本学通信教育部での相談援助実習指導を受講し実習を実施した学生に対する指導、新たに入学した新カリキュラム対応の学生、及び通学で2009年度から相談援助実習指導を受講した学生等を通して、相談援助実習指導を考察する。

3. 新カリキュラムにおける相談援助実習指導および相談援助実習について

1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、社会福祉専門職の国家資格として社会福祉士が誕生してから、20年以上が経った。その間、社会福祉士登録者数は12万人を超え、会員数は3万人を上回っている。2008年に社会福祉振興・試験センターが調査した結果によると、福祉・介護関係の施設や機関に所属している社会福祉士は全体の70%を超え、年齢別では、20歳代と30歳代をあわせると60%を上回っている。量的な意味での社会福祉士は増加しているが、社会福祉士の社会福祉専門職としての位置づけや役割は、まだまだ十分に理解し対応されているとはいえない現状がある。そうしたなか、社会福祉士を取り巻く社会情勢の変容にも対応できるよう、2009年度より社会福祉士養成のための教育カリキュラムが大幅に見直された。そして、従来の社会福祉援助技術現場実習指導及び社会福祉援助技術現場実習が、新たに相談援助実習指導（以下、実習指導）及び相談援助実習（以下、実習）と科目名の変更とともに、社会福祉士養成課程において実習指導と実習の役割が一層強められたのである。例えば、すべての社会福祉士養成での最低実習時間が180時間に統一され、実習指導を担当する実習担当教員は、①5年以上の実務経験を有する社会福祉士、②大学院、大学、短期大学等の教授、准教授、講師または助教、あるいは専修学校の専門課程の専任教員として、「相談援助実習」や「相談援助実習指導」の担当を5年以上経験ある者、が要件と

された。さらに、③これら以外の者には実習担当教員講習会の受講が義務づけられたのである。なお、本実習指導の教科を行うにあたっては、少なくとも1教員につき20名以上の学生を履修させてはならないことになっており、少人数での実習指導体制が整うこととなった。一方、実習先機関・施設の実習指導者については、3年以上の実務経験を有する社会福祉士であることに加え、実習指導者研修課程を受講した者に原則限られることになった。

社会福祉士養成教育のなかで、実習に関わる科目においては、実習生、養成校の実習指導教員、実習先の実習指導者、さらに、利用者を加えた4者から成る関係性が重要である。現場で求められる実践能力の高い社会福祉士として学生を養成するためには、実習科目は重要であり、社会福祉士を目指す学生が実践能力を備えるためにも有効な内容といえよう。新カリキュラムでの実習内容の充実については、厚生労働省からすべての国家試験受験に必要な科目についてのシラバスが示され、実習や実習指導についてもシラバスとして、科目のねらいや授業で含まれるべき事項が示された。

実習においては、①相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得すること、②社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得すること、③関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解すること、の3つのねらいをもって進めていく。

実習指導のねらいとしては、①相談援助実習の意義について理解すること、②相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得すること、③社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得すること、④具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養すること、となってい

る。

「相談援助実習」と「相談援助実習指導」の2教科は一体的な側面が強く、実習担当教員が、実習生、実習現場の実習指導者と一体となって実習を実施していく。

なお、社会福祉士及び介護福祉士法改正の審議で、社会保障審議会福祉部会「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」（2006年12月）のなかで、社会福祉士に必要な知識と技術として、以下の6点を指摘している。

- ①社会課題を抱えた者からの相談への対応や、これを受けて総合的かつ包括的にサービスを提供することの必要性、その在り方等に係る専門的知識
- ②虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、いきがい創出、健康維持等に関わる関連サービスに係る基礎的知識
- ③福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者の自立支援の観点から地域において適切なサービスの選択を支援する技術
- ④サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術
- ⑤地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術

⑥専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動

このように、これまでの社会福祉援助技術現場実習から、より専門性の高い社会福祉士養成に向けた実習体制が新たに始まったのである。

4. 本学通信教育部における相談援助実習指導及び相談援助実習

(1) レポートおよびスクーリング指導について

社会福祉士及び介護福祉士法改正によるカリキュラム改正に伴い、平成21年4月以降に科目等履修する場合は、新カリキュラムの「相談援助実習」及び「相談援助実習指導」を修得しなければならないことが法令に定められた。したがって、本学通信教育部では新カリキュラム科目の「相談援助実習」（4単位：実習）及び「相談援助実習指導Ⅰ」（1単位：テキスト履修科目）、「相談援助実習指導Ⅱ」（3単位：スクーリング履修科目）の3科目（8単位）を履修・修得しなければならない。

「相談援助実習指導Ⅰ」については、指定テキストを活用した1課題分のレポート提出が必要であり、科目修了試験は、事前指導スクーリング終了後に実施する。

表1 実習指導の流れ

日程	内容
実習前学年（6月）	（大学→施設）日程・受入可能人数の確認
実習前学年（7月）	（施設→大学）日程・受入可能人数回答
	<相談援助実習ガイダンス>
実習前学年（8月）	（大学）施設・日程を調整して配当
	（大学→学生）配当結果を通知
実習前学年（9月）	個人票・計画書（案）の添削指導
実習学年（4月）	<相談援助実習指導Ⅱ（2日間）>
実習学年（5月）	<相談援助実習指導Ⅱ（1日）>
実習学年（6月）	（大学→施設）実習承諾書送付

「相談援助実習指導Ⅱ」は、3日間の日程でスクーリング履修科目として受講する。プログラムとしては、1日目、(1) 新カリキュラムに関する説明、(2) 実習と実習指導における個別指導及び集団指導の意義、(3) 実際に実習を行う実習分野（利用者理解を含む）と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解、(4) 現場体験学習及び見学実習の準備と実施、(5) 実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解、実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解、実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解（個人情報保護法の理解を含む）、2日目、(1)「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解、実

習計画書の作成、(2) 未完成部分の再指導（事前オリエンテーション等今後の対応等）、(3) テキスト履修に関する指導等である。約1ヵ月後の3日目は事前指導スクーリングとして位置付けられ、実習計画書を仕上げ、実習直前の指導を行う。

(2) 実習指導及び実習の流れについて

本学通信教育部では、4月入学生（以下、4月生）と10月入学生（以下、10月生）が在籍しており、それぞれに実習期間が異なる。そのため、4月生に対しては7月～12月、10月生に対しては1月～6月を実習期間としているため、実習指導教員は、一年中、実習生への指導及び対応が必要となっている。では、新カリキュラムで実習を行う4月生の実習指導の流れを示した。

表2 実習のねらいと内容の概要

項目	内容
1. ジェネラリストソーシャルワークの習得を目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象理解（対象となる人とその環境の理解） ・機関・施設の機能理解（入所・在宅・相談部署）、各職種の理解 ・対象となる人（及びその家族）のニーズ把握 ・対象者の生活支援のための視点を明確にしたうえで、プラン作成を検討
2. 地域福祉の視点から「人と環境」に着目する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の視点で、活用できる社会資源について（資源、関係、方法、費用等）学ぶ 周辺・地域との関係→①当事者と地域との関係、②施設と地域との関係 病院→治療と生活への取り組み等 その他関係機関→福祉事務所、児童相談所、社会福祉協議会等
3. 利用者の人権（主体性尊重）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者退所・死亡、地域自立の場合への対応等 ・本人の生活目標を明確に理解する方法を学ぶ ・可能であれば、実習期間に対象者の生活目標立案として、プランのシミュレーションを行う

事前の実習指導を終えた学生は、いよいよ指定された実習先で実習を開始することになる。指導を受けて作成した実習計画書に従い、実習を進めていくのであるが、新カリキュラムでは、高齢者・障害者・児童等という専門分野に特化した実習プ

ログラムだけでなく、ジェネラリストソーシャルワーク習得のための視点からの実習プログラムの必要性が強調されている。実習のねらいと内容の概要を表2のようにとらえ、新カリキュラムでの有意義な実習に取り組んでいる。

表3 「授業の日程と各回のテーマ・内容・授業方法」

・事前指導	
第1回	相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義
第2回	実際に実習を行う実習分野（利用者理解を含む）と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解
第3回	実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解
第4回	実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解
第5回	現場体験学習及び見学実習（実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む）
第6回	実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解
第7回	実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解（個人情報保護法の理解を含む）
第8回、第9回	「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解
第10回～第12回	実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画書の作成
・実習実施中	
第13回～第17回	巡回指導および、帰校日指導
・事後指導	
第18回～第20回	実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成
第21回～第22.5回	実習の評価全体総括

表4 実習中の修得内容

第1週目	利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションのとり方、人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成にむけての方法・技術を修得する。
第2週目	利用者理解、利用者の需要（ニーズ）把握の方法、支援計画作成のための情報収集についての方法・技術を修得する。
第3週目	支援計画を念頭に、利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との関係の把握、他職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際について修得する。
第4週目	支援計画の作成を試行し、利用者やその関係者への権利擁護及び支援（エンパワメント）の視点について、計画に活かされているか指導を受ける。また、社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の就業などに関する規定を理解し、組織の一員としての役割（業務の範囲）と責任への理解について修得する。
第5週目	支援計画にもとづいた試行について、効果測定、評価（自己評価を含む）を行う。

上記のように実習のねらいを明確にしたうえで、学生に対して、表3のようにシラバスを示している。

さらに表4では、実習開始1週目から5週目まで、具体的にどのような視点で学生が実習に臨むかを示した。しかしながら、実習先や実習生の力量の違い等によって、必ずしもこの内容や順序で実習が進むものではない。

(3) 実習先との連携

これまでの社会福祉援助技術現場実習においては、社会福祉士の実習であるが、必ずしも実習指導者が社会福祉士の有資格者でなければならないというきまりはなかった。そのため、介護職員や保育士等が実習生にとって主たる実習指導者であることも珍しくはなく、指導方法も多種多様であった。しかし、今回のカリキュラム改正により、前述のように、実習先機関・施設の実習指導者は、3年以上の実務経験を有する社会福祉士であり、実習指導者研修課程を受講した者に原則限られることになったのである。そのため、これまで実習生を受け入れていた機関や施設に、この新しい要件を満たす実習指導者がいない場合は、実習生を送り出せないことになってしまう。特に、自己開拓を原則としてきた本学では、新たに適切な実習先であるかどうかを大学側が予め調べたうえで、学生を配属するという形式に変更しなければならない。新カリキュラム対応の混乱を避けるため、実習先として依頼する機関や施設については、通学と通信の実習先を同一にするため、神戸市を中心に阪神地方の実習機関・施設を配属先とした。その結果、通信教育部の大きな特徴の1つである遠隔地の実習生については、自己開拓の方法も残した形で新カリキュラムに対応することとした。そのため、本学の場合、通信生に対しては、通学生と同様に①大学が実習先として適切であり本学の実習生受け入れを承諾した機関・施設に学生を配属する作業と、②地域的な問題により通信生自身が自己開拓した実習先が適切かどうかの確認作業と正式な依頼作業、という2パターンの対応が

必要となったのである。さらに、自己開拓した実習先が、すでに承諾を得ている実習先と同一でないかどうかの確認作業も加わり、これまでの実習先決定に比べ多くの対応を強いられている。

社会福祉士養成教育のなかで、実習に関わる科目においては、実習生、養成校の実習指導教員、実習先の実習指導者、さらに、利用者を加えた4者から成る関係性が重要である。そのために、実習先の決定と、そこで実施される実習内容についてはプログラムを含め、これまでの指導に加え、多様な視点が求められている。実習事前学習においては、以前にも増して実習先の把握が指導教員には必要であるし、実習開始までに、新カリキュラムにおける実習内容の検討と確認にも時間を費やす。実習中は、巡回指導のみならず、新たに設けられた「帰校日」の対面指導が通信生にも適応され、毎週1回、実習期間にカウントされない帰校日に、これまでの実習に対する反省と、今後の実習の確認と予習を促す指導を加えたのである。この指導は、実習先にも報告したため、実習生に合致した実習内容に変化していったようである。

5. 考察

始まったばかりの新カリキュラムでの実習指導であるため、多くの事例やデータはないが、今回、実際に新カリキュラムを始動したことにより、いくつかの問題点や課題を考察することができた。以下に、実習生・実習指導者及び実習先・実習指導教員・実習内容に対する考察として、それぞれ分類し記した。

(1) 実習生に対する考察

まず第1に、新カリキュラムにより新たに設けられた帰校日の効果について考察する。本学では実習中、実習指導教員が行う指導としては、通常1回（必要な場合はそれ以上）の巡回指導であった。これは、実習先を指導教員が訪問し、実習先の実習指導者からの実習内容や実習生に関する報告等、様々なコメントをいただき、実習生からは巡回までの実習での反省を含めた報告や悩み、残りの実習に向けての質問や要望等を聞き出すもの

である。両者の報告から教員は、実習生に対してさらなる指導を加え、実習生から直接、実習指導者に伝えにくい場合は、教員が代弁機能も果たし、本実習をさらに有意義にするためにコーディネートする。こうした実習巡回指導の訪問を多くの実習生は待ちわびている。しかし、実習中、唯一の対面指導であるため、訪問時期や指導内容が必ずしも最適であるとは言い難いのが現状であった。しかし、今回のカリキュラム改正により、毎週1回は指導教員から対面で指導を受けることができることとなった。これは、学生にとって自分の実習に対する振り返りと気づきの多い指導につながり、帰校日の指導が翌日からの実習に直接活用できるという効果的な結果になったのである。加えて、前述した教員の代弁機能として帰校日の指導の報告がより一層効果的なものに発展した。新カリキュラムで強調されている、学生と実習先及び養成校の連携が顕著に表れるものとなった。ただ、今後、新カリキュラム対応の実習生が増加することにより、帰校日に多くの学生を指導するというシステム作りに留意しなければならない。

2点目の考察として、実習に臨む姿勢に与える見学実習の効果である。これまで、実習指導Ⅱの事前訪問で実習生自身が実習先を訪問し、オリエンテーションを受けてきたが、新カリキュラムでは、実習指導Ⅰ又はⅡで自分自身の実習先とは異なる（数名の学生にとっては実習先である）施設を指導教員の引率のもと実習生全員で訪問することにより、実習先や実習内容を早い時期にイメージすることができる。これは、見学実習先においても同様で、新カリキュラムにおける実習生のイメージも少しではあるが把握できる結果となる。実際に実習を実施するのは3年生になってからであるが、その前の2年次で実習を具体的に意識しながら取り組んでいくことは、実習指導Ⅱでの実習計画書作成にも有効と考える。

（2）実習指導者及び実習先に対する考察

新カリキュラムでの大きな変化の1つに、実習現場の実習指導者に資格要件が付されたことが挙げられる。これまで社会福祉士の実習であるにも

かわらず、実習先においては主たる実習指導者が社会福祉士の有資格者でない場合が多々あった。もちろん、異職種の実習指導者であっても、社会福祉士の実習を把握し、適切な指導を行っている場合が多かったのであるが、これからは、専門性の高い社会福祉士が将来の社会福祉士を育てるといふ、より適切な社会福祉士としての実習指導を行える体制が現場で整ったことになる。2008年から始まった実習指導者講習会では、実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論が講義と演習形式で2日間の日程で行われている。

今回、実習を終えた実習生は、実習先で3名の社会福祉士から指導を受けることができた。実習開始前には、指導教員である筆者が実習先に赴き、主たる実習指導者を含む3名の社会福祉士と実習生と実習内容についての意見交換を行い、大学と実習先との実習に関する調整を行った。初めての試みであるため、実習先での1回の打ち合わせだけでなく、電話やメールでの連絡を事前・実習中・事後を通して行った。こうした一連の取り組みは、本実習先が旧カリキュラムから本学の実習生を通学、通信共に受け入れており、実習指導者ともすでに懇意であったことからスムーズに行えたと考えられる。こうした良好な関係を続け、新カリキュラムでも有意義な実習に取り組むためにも、実習指導者と実習指導教員との連絡、報告が大きなキーワードになろう。しかしながら、新カリキュラムであるため、様々な分野、全ての実習先でこうした流れや内容に沿って実習に取り組むことはできないのも現実である。そのためには、前述の実習生の帰校日指導に対する連絡や報告から徐々にシステム化していく試みを検討したい。

（3）実習指導教員に対する考察

社会福祉の現場では、新カリキュラムに慣れていない、あるいは把握しきれていない実習先の職員や、養成校の教員が大半であろう。今回、筆者が新カリキュラムでの実習指導と実習を担当したことにより、わずかではあるがみえてきた問題点、課題等を報告することは小さな指針となるであろう

う。

まず、本学の実習指導教員としては、従来の自己開拓で進めてきた実習先の選択を、早い時期から適切な実習配属先と実習生のマッチングを考慮しながら関わる必要性が出てきた。特に、通信生の場合、通学生に比べて直接対面する機会が少ないため、実習生自身の把握が困難な場合もある。入学時のオリエンテーション、実習関連のガイダンス、その後を送付されてくるレポートや実習生に関する書類等で、実習生を把握し、様々な調整を行い実習へ導くことは、実習指導教員のみならず、実習に関わる職員にとっても時間と労力を要する。いかに、適切な実習指導と実習に結び付けていくことができるかを検討したシステム作りの必要性を痛感する。後述するが、実習内容の検討も含め、実習生、実習先、大学の連携がスムーズに行えるシステムや関係性の構築は大きな課題である。

2点目として、改正された実習のねらいや目的、見学実習や帰校日対応等新たな実習指導の展開、ジェネラリストとしてのソーシャルワーカー養成の視点等を、学生及び実習指導者への的確な説明責任の能力、いわゆるアカウントビリティが実習指導教員に求められる。今回はまだ数少ない実習先と実習生であったため、筆者が主にそうした説明を担当することができたが、今後、学生や実習指導者への正しい周知を図るために、ますますこの能力は問われるであろう。

3点目には、社会福祉士の有資格者であり、実習指導教員である筆者が専門性を発揮すべき点であろう調整能力である。新しい試みの始まりには、混乱や問題が生じる場合が多い。今回の新カリキュラムにおいても、いかにスムーズに実習指導を進め、質の高い実習にするかということは、一人の実習生に関わるそれぞれの関係者の協力と努力なしには完結しない。そのために、大学内の教職員、実習生、実習先、実習指導者との連携のキーパーソンとしての大きな役割が実習指導教員にも求められる。こうした関係性は、即座に築けるものではないことは、利用者理解等で実習生に指導して

いる内容そのものである。新カリキュラムにおいては、前述のように実習指導教員にも資格要件が付され、さらに3日間の実習担当教員講習会を受講しなければならない。社会福祉士論や相談援助の理論と方法等を含む「相談援助の基礎」、実習指導概論や実習指導方法論等を含む「実習指導・現場実習の実践」からなるテキストを使用しながら、講義と演習形式で講習は進められる。講習を参考にしながらこれまで培ってきた経験、知識、技術を駆使して、今回の新カリキュラムに臨まなければならない。実習指導教員のスキルアップも同時に問われているのである。

(4) 実習内容に対する考察

新たな実習内容についての考察は、今後、続出してくると思われるが、本稿では上記の(1)~(3)での考察を参考に以下の点について考察を加えた。

大きな問題として指摘したいのが、実習プログラムのベースとなるミニマムスタンダードの作成に苦慮していることである。そのため、本学が依頼する多くの実習先では、どのような内容で新カリキュラムの実習生を受け入れ、どのように指導していくのかが明確につかめていないのである。これは、新カリキュラムの対応に追われた結果、大学側と実習先側との打ち合わせや検討会等にかかる時間が非常に少ないという結果を反省しなければならない。すでに、いくつかの実習先からは実習プログラムについての打ち合わせの申し出がある。さらに、本学が位置する兵庫県社会福祉士会では2007年に実習教育支援委員会を立ち上げ、新カリキュラムにおける実習指導のミニマムスタンダードを作成しようと、実習事前指導、実習プログラム、実習ノート、実習評価に関する4部会の活動が2009年から始まっている。養成校で実習指導に携わる教員を中心に、実習先である現場の職員をメンバーに作業が進められているが、こうした社会福祉士養成に関わる養成校と実習先での様々なマンパワーとの連携が従来から実習教育には必要であった。そうした積極的な連携がなされてこなかったことも含め、新カリキュラムへの取り組みというこの時期にこそ、連携の構築と強化

に努めなければならないであろう。上記で考察したように、実習生、実習指導者と実習先、実習指導教員のそれぞれの特質を活かした新カリキュラムへの取り組みを3者の工夫と協力のもと、進めていく必要がある。

おわりに

社会福祉の分野での国家資格として、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士が確立されてきた。本稿では、社会福祉士の実習指導について考察したが、他の2資格についても教育上、実習指導と実習は重要な科目である。現場無くして、社会福祉の必要性はないであろうし、社会福祉を必要としているのは社会を構成する現場である。社会福祉士の活躍する場面が年々増加し、率先力のある社会福祉士が求められているわが国において、質の高い実習教育を目指し、新カリキュラム導入のこの時期に、実習教育に携わる教員としての使命感を再確認することができた。

参考文献

- (1) 「社会福祉士養成教育方法論」；川延宗之編
弘文堂 2007年
- (2) 「相談援助実習指導・現場実習 教員テキスト」
；社団法人日本社会福祉士養成校協会編 (株)
中央法規 2009年
- (3) 「社会福祉士実習指導者テキスト」；社団法人
日本社会福祉士会編 中央法規 2008年
- (4) 「相談援助実習・相談援助実習指導」；早坂聡
久、増田公香編 弘文堂 2009年
- (5) 「社会福祉士 相談援助実習」；白澤政和、米
本秀仁編 中央法規 2009年